

第23回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第23期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社エーアイ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・定款及び社会規範を遵守するための「企業行動規範」を制定し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を図る。
- ② 同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンス規程」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。
- ③ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ④ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(当該体制の運用状況)

当社は、役員及び従業員に対し集合研修、動画聴講等によるコンプライアンス教育を実施しております。法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査担当を設置し、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告しております。また、内部通報窓口を設置し、法令や企業倫理に反する行為の未然防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ② 経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する役員及び従業員への教育を行う。

(当該体制の運用状況)

法令及び文書管理規程などの社内規程に基づき必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「リスクマネジメント規程」を制定し、適切なリスクマネジメント体制を構築する。
- ② 有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、経営会議において、具体的な損失の危険の可能性及びそのリスクコントロールの方法、体制に関して審議し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する制度を構築しております。当連結会計年度におきましても、リスクアセスメントを行い、経営会議でリスク及びそのコントロールの方法等について協議を行っております。また、危機発生を未然に防ぐため、内部監査担当を中心に、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証しております。法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当役員と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、かつ円滑に行うため、取締役、執行役員及び部門責任者から構成する「経営会議」を、毎月定期的に開催する。
- ② 当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理を行う。
- ③ 業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、役員及び従業員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当事業年度において12回の経営会議、17回の取締役会を開催し、上記記載の運用をいたしました。

- (5) 当社の企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの役職員が「企業行動規範」「企業倫理規程」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス 20 か条」を遵守すべく、周知・啓蒙に努める。
 - ② 子会社には役員を派遣して、経営状況をモニタリングするとともに、必要に応じて業績その他の重要な情報・案件について、当社取締役会において報告・審議を行い、企業集団としての目標共有と連携強化を図る。
 - ③ 「子会社管理規程」を制定し、当社取締役会、当社代表取締役への報告を義務付け、企業集団の重要な情報につき、適時適切な収集・伝達を行う。
 - ④ 担当管理部門が子会社における内部統制の整備運用状況をモニタリングし、改善・支援し、内部監査室が計画的に子会社に対する監査を実施する。
 - ⑤ 内部通報制度については、子会社にも適用し、企業集団として運営する。
(当該体制の運用状況)
当社では、子会社に取締役および監査役を派遣し、経営状況をモニタリングするとともに、毎月、当社取締役会に報告しております。また、当社内部統制委員会に子会社の代表も参加し、内部統制の整備運用を進めております。
- (6) 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員の求めに応じて、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置する。
 - ② 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する使用人は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から指揮命令を受けない。
 - ③ 当該使用人の人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得る。

(当該体制の運用状況)

現状は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんが、制度上に上記体制を確保できるようにしております。

(7) 当社の監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役員及び従業員から重要事項の報告を求めることができる体制を構築する。
- ② 役員及び従業員は、当社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ③ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(当該体制の運用状況)

当社では、取締役会、経営会議以外の会議についても監査等委員である取締役が出席し、また、監査等委員会は、役員及び従業員に対して必要に応じ報告を求め、また必要な意見交換やヒアリングを実施し、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

(8) その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の役員及び従業員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備する。
- ② 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査担当及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保する。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役又は監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止める。
- ④ 監査等委員である取締役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、速やかにそれを処理する。

（当該体制の運用状況）

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）とは年に2回程度、意見交換を、また、会計監査人及び内部監査担当とは3か月に1回程度、情報交換を行い、相互の意思疎通や連携を図っております。また、監査等委員会が監査業務に必要と判断した費用については、会社の費用負担で専門家等の意見を聴取できることを確保しております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ① 当社は、反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、そのような団体・個人には、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- ② 基本方針を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、基本方針を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できるように実施しております。

(10) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、金融商品取引法の定めに従って、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					非支配株主 持分	純 資 産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当連結会計年度期首 残高	100,000	1,405,303	1,214,545	△362,607	2,357,241	160,807	2,518,048
当連結会計年度中の 変動額							
連結子会社株式の 取得による持分の 変動	－	△42	－	－	△42	△30,897	△30,940
自己株式の取得	－	－	－	△251,260	△251,260	－	△251,260
自己株式の消却	－	△473,900	－	473,900	－	－	－
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	－	△1,352	－	2,540	1,187	－	1,187
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	110,959	－	110,959	－	110,959
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中 の変動額（純額）	－	－	－	－	－	△124,543	△124,543
当連結会計年度中の 変動額合計	－	△475,295	110,959	225,179	△139,156	△155,440	△294,596
当連結会計年度末 残高	100,000	930,008	1,325,504	△137,428	2,218,085	5,366	2,223,451

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

I. 連結の範囲に関する事項

1. 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 株式会社Lapis Live、株式会社スーパーワン
当連結会計年度より、株式会社Lapis Liveの全株式を取得したことにより連結子会社化したため、連結の範囲に含めております。
また、当社は、2025年9月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であった株式会社ATR-Trekを吸収合併消滅会社とする吸収合併をおこなったため、連結の範囲から除いております。
2. 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

II. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

III. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社Lapis Liveの決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。

IV. 会計方針に関する事項

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品及び製品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (2) 原材料及び貯蔵品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (3) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

また、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたる定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

法人向け製品及びコンシューマー向け製品の販売に係る収益のうち一時点で収益を認識しているのは、主に「AITalk®声の職人®」、「AITalk®声プラス®」、「A.I.VOICE®」「AITalk®声の職人クラウド版」および「AITalk® WebAPI」の製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点又は顧客が検収した時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

法人向け製品のうち一定期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しているのは、顧客との契約に基づく、顧客仕様のソフトウェアの開発、その他顧客の要望する作業実施等であります。作業の結果である成果物は、顧客が指定した仕様を備えていることを、顧客の検収により確認し、完成いたします。このため、作業の結果である成果物は他の用途に転用することはできないと認識しております。また、作業が完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している案件については、作業の進捗度に応じて、一定期間にわたって収益を認識しております。進捗度の見積りは、期末日までの既発生原価の見積総原価に占める割合によって算定しております。

法人向けサービスは、サポートサービスとクラウドサービスで構成されており、サポートサービスに係る収益は、主にライセンス提供している顧客に対して継続的に提供する技術的なサポートのサービスであります。

クラウドサービスに係る収益は、主にインターネットを経由して提供している「AITalk® Web読み職人®」のクラウド環境を活用した音声合成サービスであります。これらのサービスは、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

子会社において、バーチャルキャラクターにて各種アプリサービスを利用してライブを行う配信者（Vライバー）のマネジメント事務所を運営し、ライブ配信を行っております。このようなライブ配信サービスの提供において、主な履行義務は、ライブ配信に利用しているプラットフォーム運営会社との規約に基づきライブ配信を行うことであり、ライブ配信に応じた報酬がプラットフォーム運営会社から支払われます。そのため、ライブ配信を実施した時に履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

カスタマイズ、受託及びライブ配信に関する取引の対価は、概ね履行義務の充足後6カ月以内に受領していることから、重要な金融要素は含んでおりません。

また、一つの契約から複数の履行義務は識別しておらず、独立販売価格（取引価格）の算定及び履行義務への配分はおこなっておりません。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5年、10年）にわたって、均等償却を行うこととしております。

V. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結貸借対照表に計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結損益計算書に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

のれん 565,568千円

のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、のれんを含む資産グループで行っております。被取得企業又は譲り受けた事業の超過収益力として認識されたのれんは、定期的に償却されております。

しかし、当初取得時点の事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合には、減損の兆候があると判断いたします。減損の兆候に該当する場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として測定します。

これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で、特にのれんを含む資産グループの当連結会計年度までの業績及び翌連結会計年度以降の事業計画を勘案し、当連結会計年度末においてのれんの減損の兆候はないと判断しております。減損の兆候判定において利用している事業計画には、のれんを含む資産グループの関連する売上高の成長率といった主要な仮定が含まれております。当該仮定は、市場環境の変化等により影響を受けるため不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

168,729千円

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,004,298	－	700,000	6,304,298
自己株式				
普通株式	363,171	542,426	703,472	202,125

(注) 1. 普通株式の減少700,000株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増減の内訳は次のとおりであります。

- ・自己株式買付による増加 542,000株
- ・単元未満株式の買取による増加 426株
- ・譲渡制限付株式報酬による減少 3,472株
- ・自己株式の消却による減少 700,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の剰余金の配当に関する事項は、2026年6月23日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	24百万円	利益剰余金	4	2026年 3月31日	2026年 6月24日

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

リース債務は設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

敷金は、本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理グループで資金繰計画を作成・更新し、取締役会にて報告を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

④ 信用リスクの集中

当連結会計年度（2026年3月期）の決算日現在における営業債権のうち9.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

項 目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
資 産			
敷 金	26,488	21,487	△5,001
資 産 計	26,488	21,487	△5,001
負 債			
リース債務(1年内返済予定を含む)	2,407	2,195	△212
社債(1年内返済予定を含む)	75,000	74,395	△605
長期借入金(1年内返済予定を含む)	8,600	8,417	△183
負 債 計	86,007	85,008	△999

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「契約負債」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	－	21,487	－	21,487
資産計	－	21,487	－	21,487
リース債務(1年内返済予定を含む)	－	2,195	－	2,195
社債(1年内返済予定を含む)	－	74,395	－	74,395
長期借入金(1年内返済予定を含む)	－	8,417	－	8,417
負債計	－	85,008	－	85,008

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

契約金及び過去の契約更新並びに信用リスク等を勘案し、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2に分類しております。

リース債務(1年内返済予定を含む)

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債(1年内返済予定を含む)

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	財またはサービスの名称				合計
	法人向け 製品	法人向け サービス	コンシューマー 向け製品	コンシューマー 向けサービス	
一時点で移転される財またはサービス（音声事業）	542,828	－	123,309	－	666,138
一定の期間にわたり移転される財又はサービス（音声事業）	148,760	300,401	11,470	1,040	461,672
一時点で移転される財またはサービス（CRM事業）	3,500	－	－	－	3,500
一定の期間にわたり移転される財又はサービス(CRM事業)	235,524	330,727	－	－	566,251
一時点で移転される財またはサービス（ライバーマネジメント事業）	－	－	－	68,283	68,283
一定の期間にわたり移転される財又はサービス(その他事業)	74,410	9,803	－	－	84,213
顧客との契約から生じる収益	1,005,023	640,931	134,780	69,324	1,850,060
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,005,023	640,931	134,780	69,324	1,850,060

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等Ⅳ. 会計方針に関する事項」の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	308,044	287,023
契約資産	7,285	52,114
契約負債	36,110	39,926

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った契約期間未経過分や前受金に関するものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、36,110千円であります。

(2) 残高履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	363.49円
1株当たり当期純利益	17.77円

XI. 重要な後発事象に関する注記

(企業結合等関係)

(連結子会社株式の譲渡)

当社は、2026年5月14日付の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社スーパーワン（以下、「スーパーワン」という。）の全株式を、同社の代表取締役長谷川和寛氏（以下、「長谷川氏」という。）が設立する特別目的会社（予定）に譲渡することについて、「株式譲渡に関する基本合意書」を長谷川氏との間で締結することについて決議しました。

1. 株式譲渡の旨、理由

当社は、2024年10月1日付の株式会社フュートレック（以下、「旧フュートレック社」という。）の吸収合併に伴い、旧フュートレック社の子会社であったスーパーワンを引継ぎ、子会社化しました。合併後、「音声合成」と「音声認識」をベースとした「音声事業」と「CRM事業」を2軸として事業展開を進めてきてお

ります。スーパーワンにおいては、デジタル教科書を中心に、受託開発の会社であり、音声事業のライセンスビジネスとCRM事業のクラウドサービスとは異なる事業構造であります。当社グループの今後の事業展開、中期計画等の検討を進める中で、限られた経営資源を注力事業である「音声事業」と「CRM事業」に集中し、中長期的な企業価値の向上を目指すべきであるとの議論のもと、スーパーワンの株式の外部への売却も視野に今後の方向性について協議を重ねてまいりました。その様な状況の中、スーパーワンの代表取締役である長谷川氏からMBO（マネジメント・バイアウト）による株式の買取りの申し出がありました。長谷川氏は、スーパーワンの創業当初から代表取締役としてリーダーシップを発揮していることから、今後も長谷川氏のデジタル教科書分野での知見を最大限活かし、より自由かつ機動的な経営判断のもと成長を加速させることがスーパーワンにとって、最善であると判断し、「株式譲渡に関する基本合意書」を締結し、MBOを前提に具体的な検討を開始することとしました。

2. 売却する相手会社の名称

長谷川氏が設立する特別目的会社への譲渡を予定しております。

3. 売却の時期

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026年5月14日 |
| (2) 基本合意書締結日 | 2026年5月14日 |
| (3) 株式譲渡契約締結予定日 | 2026年6月中旬 |
| (4) 株式譲渡実行予定日 | 2026年9月下旬 |

4. 当該子会社等の名称、事業内容及び会社との取引内容

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 名称 | 株式会社スーパーワン |
| (2) 事業内容 | システム・ソフトウェア開発 |
| (3) 当社との取引内容 | 該当事項はありません。 |

5. 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 異動前の所有株式数 | 740株（議決権所有割合：92.5%） |
| (2) 譲渡株式数 | 740株 |
| (3) 譲渡価額 | 104.6百万円 |
| (4) 譲渡損益 | 現時点で確定していません。 |
| (5) 譲渡後の所有株式数 | 0株（議決権所有割合0%） |

XII. その他の注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2025年3月26日開催の取締役会において、株式会社Lapis Live（以下、「Lapis Live」という。）の株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月1日付で株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社Lapis Live

事業の内容 1. ライブ配信者、タレントの育成、マネジメント及びプロモート業務

2. 各種イベントの企画、運営及び管理

(2) 企業結合を行った主な理由

Lapis Live は2022年に設立された、バーチャルキャラクターにて各種アプリサービスを利用してライブを行う配信者（V ライバー）のマネジメント事務所を運営するスタートアップ企業であり、所属 V ライバーは400名を超える業界大手の事務所であります。

当社においては特にコンシューマー向けサービス「A.I.VOICE」において、自社キャラクターに加えて多くのサードパーティキャラクターに参画いただき、個人向け音声合成ソフトウェアに留まらない展開を行っております。今後の当社における幅広いキャラクターIP事業展開と、バーチャルライブ配信「IRIAM」における主要なライバーマネジメント事務所であるLapis Liveとは事業親和性は高くシナジー効果が発揮できるものであると認識しております。

また、当社におけるコンシューマー事業の多角展開の観点に加え、Lapis Live の事業の安定的継続と発展に大きく寄与するものと判断しております。

(3) 企業結合日

2025年4月1日（株式取得日）

2025年1月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年2月1日から2026年1月31日まで

被取得企業の決算日は1月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、1月31日現在の計算書類を使用しております。

但し、2月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 200,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 27,342千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額 136,933千円

発生原因 今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

償却方法及び償却期間 5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 71,360 千円

固定資産 3,000 千円

資産合計 74,360 千円

流動負債 11,294 千円

固定負債 - 千円

負債合計 11,294 千円

(共通支配下の取引等)

連結子会社の吸収合併

当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、2025年9月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ATR-Trekを吸収合併することを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

名 称：株式会社ATR-Trek

事業の内容：音声認識、翻訳技術の開発

(2) 合併契約締結日

2025年7月18日

(3) 企業結合日

2025年9月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社ATR-Trekを消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

株式会社エーアイ

(6) その他取引の概要に関する事項

意思決定の迅速化に加えて、事業戦略・研究開発組織の一本化を図り、AI音声関連技術の研究開発リソースの最適化と迅速かつ柔軟な研究開発体制の構築を目的として吸収合併することといたしました。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2024年9月13日) に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	100,000	121,280	1,284,023	1,405,303	1,350,539	1,350,539	△362,607	2,493,235	2,493,235
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益	-	-	-	-	113,624	113,624	-	113,624	113,624
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△251,260	△251,260	△251,260
自己株式の消却	-	-	△473,900	△473,900	-	-	473,900	-	-
譲渡制限付 株式報酬	-	-	△1,352	△1,352	-	-	2,540	1,187	1,187
当期変動額合計	-	-	△475,252	△475,252	113,624	113,624	225,179	△136,448	△136,448
当 期 末 残 高	100,000	121,280	808,770	930,050	1,464,164	1,464,164	△137,428	2,356,787	2,356,787

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

また、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたる定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

法人向け製品及びコンシューマー向け製品の販売に係る収益のうち一時点で収益を認識しているのは、主に「AITalk®声の職人®」、「AITalk®声プラス®」、「A.I.VOICE®」「AITalk®声の職人クラウド版」および「AITalk® WebAPI」の製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点又は顧客が検収した時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

法人向け製品のうち一定期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しているのは、顧客との契約に基づく、顧客仕様のソフトウェアの開発、その他顧客の要望する作業実施等であります。作業の結果である成果物は、顧客が指定した仕様を備えていることを、顧客の検収により確認し、完成いたします。このため、作業の結果である成果物は他の用途に転用することはできないと認識しております。また、作業が完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している案件については、作業の進捗度に応じて、一定期間にわたって収益を認識しております。進捗度の見積りは、期末日までの既発生原価の見積総原価に占める割合によって算定しております。

法人向けサービスは、サポートサービスとクラウドサービスで構成されており、サポートサービスに係る収益は、主にライセンス提供している顧客に対して継続的に提供する技術的なサポートのサービスであります。

クラウドサービスに係る収益は、主にインターネットを経由して提供している「AITalk® Web読み職人®」のクラウド環境を活用した音声合成サービスであります。これらのサービスは、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

カスタマイズ及び受託に関する取引の対価は、概ね履行義務の充足後6カ月以内に受領していることから、重要な金融要素は含んでおりません。

また、一つの契約から複数の履行義務は識別しておらず、独立販売価格（取引価格）の算定及び履行義務への配分はおこなっておりません。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（10年）にわたって、均等償却を行うこととしております。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る貸借対照表に計上した項目であって、翌事業年度に係る損益計算書に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りであります。

のれん 578,405千円

のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、のれんを含む資産グループで行っております。被取得企業又は譲り受けた事業の超過収益力として認識されたのれんは、定期的に償却されております。

しかし、当初取得時点の事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合には、減損の兆候があると判断いたします。減損の兆候に該当する場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来 キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として測定します。

これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で、特にのれんを含む資産グループの当事業年度までの業績及び翌事業年度以降の事業計画を勘案し、当事業年度末においてのれんの減損の兆候はないと判断しております。減損の兆候判定において利用している事業計画には、のれんを含む資産グループの関連する売上高の成長率といった主要な仮定が含まれております。当該仮定は、市場環境の変化等により影響を受けるため不確実性を伴い、翌事業年度の計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	165,337千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,271千円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	26,291千円
営業取引以外の取引による取引高	246,650千円
2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額	119,238千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	202,125株

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	17,828千円
未払費用	6,507千円
在庫評価損	1,563千円
敷金及び保証金	4,406千円
関係会社株式評価損	13,109千円
電話加入権評価損	14千円
繰越欠損金	756,385千円
繰延税金資産小計	799,815千円
評価性引当額	△760,476千円
繰延税金資産合計	39,339千円

繰延税金負債

契約資産	△14,591千円
繰延税金負債合計	△14,591千円
繰延税金資産の純額	24,747千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

VIII. その他の注記

(企業結合等関係)

連結計算書類「連結注記表Ⅻ. その他の注記」の内容と同一のため記載を省略しております。

IX. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	386.22円
1 株当たり当期純利益	18.20円

X.重要な後発事象に関する注記

(企業結合等関係)

(連結子会社株式の譲渡)

連結計算書類「連結注記表XI. 重要な後発事象に関する注記」の内容と同一のため記載を省略しております。